

【住宅まちづくり部】

No.	用語	解説
*1	グランドデザイン・大阪	府域全体の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」に基づき、2050 年を目標に、変化し、躍動する大阪の今後の方向性を広く世界に発信するとともに、大都市・大阪の都市空間の姿をわかりやすく示すもの。(H24 年 6 月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshimachi/granddesign/index.html
*2	グランドデザイン・大阪都市圏	関西全体を視野に、概ね関西大環状道路の範囲内を大阪都市圏として、2050 年を目標に「広域連携型都市構造」への転換を行い、民間主導により、人・モノ・情報・投資を呼び込める、府域全体の都市空間創造に向けた大きな方向性を示すもの。(H28 年 12 月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/daitoshimachi/toshiken/
*3	住まうビジョン・大阪	住生活基本法に基づく「大阪府住生活基本計画」として、今後の住宅まちづくり政策がめざすべき目標、政策の枠組みや施策の展開の方向性を示すもの。(H28 年 12 月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenso/sumauvision/index.html
*4	都市景観ビジョン・大阪	大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項を定めたもの。(H30 年 1 月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/toshikeikan-vision.html
*5	みどりとイノベーションの融合拠点	「うめきた 2 期区域 まちづくりの方針」(H27 年 3 月策定) で設定されたまちづくりの目標。 うめきた 2 期区域における世界に比類なき魅力を備える「みどり」が、世界中から資本、優秀な人材等を集積させ、都市や環境と人間の新しい関係性の中から創造的・革新的な変化(イノベーション)を生み出し、関西ひいてはわが国に新たな国際競争力をもたらすというもの。
*6	淀川沿川広域連携型まちづくり戦略	「淀川沿川の地域資源を活かし、その価値を高め、広域的な視点でつなぐことで、魅力あふれる都市空間を創造し、まちづくりを推進する」ことを基本目標とし、「訪れたいまち」「住み続けたいまち」「誇れるまち」という 3 つの視点で取組みの方向性を示すもの。(H29 年 3 月策定)

*7	大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針	<p>すべての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できるよう、さらなるバリアフリー化に向け、市町村がマスタープランや基本構想（以下「基本構想等」という。）の作成・見直しを進めるため、府の考え方を示す指針。（H31年3月作成）</p> <p>（参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kihonkousou_shishin.html</p>
*8	ビュースポット（視点場）	<p>自然などの眺めの良い場所だけでなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみといった府内の景観資源を美しく眺めることができる場所。</p>
*9	景観整備機構	<p>地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として公益法人又はNPO 法人のうち一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもので、申請により景観行政団体が指定するもの。良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助や景観重要建造物又は景観重要樹木の管理など、良好な景観の形成を推進するために必要な業務を行う団体。</p>
*10	千里ニュータウン再生指針2018	<p>千里ニュータウンの様々な課題を解決しながら、まちの活力を発展、継承していくための基本的な考え方を示す指針。（H30年3月改定）</p> <p>（参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/senri/</p>
*11	泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン	<p>泉北ニュータウンの中核的なタウンセンターである泉ヶ丘駅前の活性化に取り組むため、地域住民、事業者をはじめ、この地域に関わりのある人々が共に行動するための指針。（H27年1月改訂）</p> <p>（参考 URL） http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/h27izumigaoka_vision.html</p>
*12	泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画	<p>泉北ニュータウンの公的賃貸住宅（府営住宅、府公社賃貸住宅、UR賃貸住宅）について、今後の活用方策や管理・運営の方向性を示す計画。（H29年3月改定）</p> <p>（参考 URL） http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/koutekikaitei.html</p>

*13	泉北ニュータウンまちづくりプラットフォーム	<p>全国モデルとなるような公民連携によるニュータウン再生を進めるため、民間事業者等に公的賃貸住宅等の情報提供を行うとともに、事業の相談や意見交換、提案を受ける仕組み。</p> <p>(参考 URL) http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/platforme.html</p>
*14	大阪府密集市街地整備方針	<p>大阪府と地元市等が連携し、地震時等に対して脆弱な密集市街地の安全性の確保を早急に図るため、今後の取り組みの方向性等を示す整備方針。(H30年3月改定)</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/misshu/misshu_hoshin.html</p>
*15	建築防災啓発員	<p>府と防災・減災の分野について包括連携協定や事業連携協定を締結している企業・団体が社員等に養成研修を実施し、研修で一定の知識を習得した者として府が認定した者。耐震化や感震ブレーカー等の防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>
*16	住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (大阪府耐震改修促進計画)	<p>耐震改修促進法に基づく大阪府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。</p> <p>(平成31年3月改定)</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/shin10kanen.html</p>
*17	広域緊急交通路沿道建築物	<p>耐震改修促進法に基づき、「大阪府耐震改修促進計画」に位置付けた緊急輸送道路等に敷地が接する建築物のうち、地震によって倒壊した場合に通行を妨げ、相当多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのあるもので、耐震診断とその結果の報告を義務づけられた建築物。</p>
*18	大規模建築物	<p>耐震改修促進法で定められている病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもので、耐震診断とその結果の報告が義務づけられた建築物。</p>
*19	長周期地震動	<p>揺れの周期が長い波を多く含み、ゆっくりとした揺れが長く続く地震動。固有周期の長い超高層建築物(高さが60mを超えるもの)等への影響が大きいと考えられている。</p>

*20	新・府有建築物耐震化実施方針	今後の府有建築物の耐震化の目標と推進方針をまとめた計画。(H28年8月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/koken_keikaku/taishin/houshin.html
*21	2次構造部材(特定天井)	人が日常立ち入る場所に設置されている吊天井で、以下の条件に該当するもの(建築基準法)。 ①天井の高さが6m超 ②水平投影面積が200㎡超 ③単位面積質量が2kg/㎡超
*22	災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル	大規模災害発生時に、府が民間賃貸住宅を借り上げ被災者に提供する「災害時民間賃貸住宅借上制度」を迅速かつ円滑に運用するために府、市町村、民間関係団体等が果たすべき役割を示したマニュアル。(H29年1月策定)
*23	被災建築物応急危険度判定制度	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とする制度。
*24	空家総合戦略・大阪2019	空家対策のこれまでの取組成果と課題並びに災害の経験を踏まえ、「住まうビジョン・大阪」の実現に向けて、3年間(R元～R3年)で空家対策の更なる充実とスピードアップを図るための戦略。(H31年3月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/osaka_akiya/
*25	特定空家等ガイドライン運用マニュアル	空家法第8条に基づく市町村への技術的助言として、国が示した『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』を補完し、各市町村における「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続等について、参考となる一定の考え方を提示したマニュアル。(H27年12月策定)
*26	リノベーションまちづくり	特定の地域において、民間主導によりまちづくりの核となる空家や空き店舗をリノベーション事業により再生し、そのような事業を近隣の物件にも連鎖的に展開させることにより、地域に新たな機能や人材を呼び込み、まち全体の魅力を向上させて地域の活性化を図る取組み。
*27	住宅確保要配慮者	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
*28	セーフティネット住宅登録制度	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、民間の空家・空室を有効活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度。

*29	居住支援体制整備促進事業	住まいの確保と入居後の居住支援を一体的に行う居住支援体制の構築を促進し、これらの連携を継続的に行う居住支援協議会の設立に向けた活動に対して支援する事業。
*30	あんぜん・あんしん賃貸住宅	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅で、耐震性が確保され、住戸面積が 18 m ² 以上の住宅。
*31	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、関連施策を総合的、計画的に推進するために策定した都道府県計画。(H31年3月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kensetsu-shokunin/index.html
*32	ファシリティマネジメント	公共施設等について、行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な経営管理を行うこと。
*33	大阪府営住宅ストック総合活用計画	府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるため、今後 10 年間の活用方針を示す計画。(H28年12月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/h23stock/index.html
*34	新・大阪府 ESCO アクションプラン	省エネルギー化による光熱水費の削減分で改修工事に係る経費等を償還することを基本とする ESCO (Energy Service Company の略) 事業を、広汎な府有施設へ効果的に展開し、大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進していくための具体的な推進方法を定めるもの。(H27年2月策定) (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/koken_setsubi/esco/
*35	省エネ提案型総合評価入札	事業者照明や空調などの設備に係る省エネ技術の提案を求め、省エネ化によるランニングコストの削減分を応札価格と等価評価して落札者を決定する技術提案型の入札制度。
*36	おおさか環境にやさしい建築賞	大阪府と大阪市が共催で、大阪府温暖化の防止等に関する条例、大阪市建築物の環境配慮に関する条例に基づき、地球温暖化やヒートアイランド現象防止等、環境への配慮に優れた建築物の建築主及び設計者を表彰する顕彰制度。

		(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/setubi_osb_0sb_estab.html
*37	おおさかストップ温暖化賞	大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みをした事業者等を表彰する顕彰制度。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/stop_ondanka_top.html
*38	大阪府建築行政マネジメント計画	大阪府内の特定行政庁、指定確認検査機関等が連携して、適正かつ効率的に建築基準法・建築士法の運用をマネジメントすることにより、建築行政の実効性を確保するための計画。(H27年6月策定)
*39	指定確認検査機関	建築基準法に基づく建築に関する確認及び検査業務を行う民間機関。
*40	特定行政庁	建築主事を置く地方公共団体の長のこと。大阪府内では、大阪府知事のほか、17市長(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、守口市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、池田市、羽曳野市の長)が特定行政庁となっている。